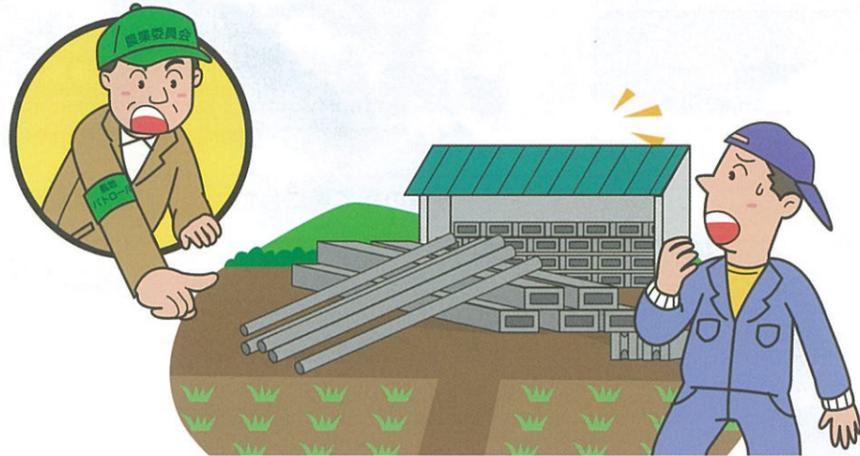


無断転用したり、許可どおりに転用しなかったら…

- 無断転用した場合や、転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合は、農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復等の命令がされる場合があります（農地法第51条）。
- 罰則の適用もあります（農地法第64条、第67条）。平成21年12月からの新しい農地制度のもとで、罰則が強化され、罰金額が大幅に引き上げられました。



事項	これまで	これから
①違反転用	3年以下の懲役または300万円以下の罰金 (法人は300万円以下の罰金)	3年以下の懲役または300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金)
②違反転用における原状回復命令違反	6カ月以下の懲役または30万円以下の罰金 (法人は30万円以下の罰金)	3年以下の懲役または300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金)

相談は農業委員会に

農地転用の許可申請の受付は、市町村の農業委員会で行っています(4haを超える農地転用の場合は都道府県知事)。転用についての手続きや疑問は、まず農業委員会に相談してください。

- 農地に関する相談・転用についての手続きや疑問
 - 無断転用(例：廃棄物の不法投棄)の連絡・相談
- …はお近くの農業委員会へ

※なお、農地転用に関する相談や苦情については、国(農林水産省、地方農政局等)に相談窓口が開設されており、都道府県(農地・農振担当部局)でも相談ができます。



農地を転用するときには 農地法の許可が必要です



- 農地は、大切な食料の供給基盤です
- 一度、農地以外に転用されると元に戻すことは極めて難しいことから、無秩序な転用による農業環境の悪化を防止し、適切に行われる必要があります
- 平成21年12月からの新しい農地制度では許可の対象をひろげ、違反転用の罰則が強化されるなど、農地転用規制が厳格になりました
- わが国の食料自給力を高め、食料安全保障のため、みんなで優良な農地を守りましょう

幌加内町農業委員会